

堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金の受付を開始します —空き家の活用と若年世帯・子育て世帯の定住支援—

堺市では、空き家を活用した若年世帯等の定住支援策として、市外又は市内の賃貸住宅から市内の空き家へ転入・転居した若年世帯・子育て世帯に対して空き家の取得費用の一部を補助する「堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金」の受付を開始します。

1 申込期間

令和 5 年 5 月 1 日（月）から令和 6 年 2 月 29 日（木）まで
※今年度予算の応募枠に達し次第受付終了となります。

2 対象者

市外または市内賃貸住宅から、空き家（中古住宅）に転入・転居した若年世帯または子育て世帯

【主な要件】

若年世帯：以下①～③を満たす

- ①申請者と配偶者が婚姻（堺市パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている世帯を含む）
- ②令和 5 年 4 月 1 日時点でいずれかの満年齢が 39 歳以下
- ③補助対象住宅に同居

子育て世帯：令和 5 年 4 月 1 日時点で 18 歳未満の子どもがおり、補助対象住宅に同居

空き家（中古住宅）：1 年以上空き家、耐震性有、建物状況調査実施済など

3 対象経費

補助対象住宅の購入に要した費用（売買契約書における土地代金及び建物代金（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計）

※令和 5 年 4 月 1 日以降に売買契約を締結し、所有権移転及び住所の移動をした場合が対象となります。

4 補助金額

補助金額：最大 120 万円 補助率：1/2（千円未満の端数は切り捨て）

5 申請方法

交付申請書を作成の上、必要書類一式を堺市住宅施策推進課（堺市役所 高層館 14 階）まで持参ください。
詳細な要件、申請様式、補助金交付までのスケジュールなど、詳しくは以下の堺市ホームページをご覧ください。

URL: http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/jutaku/akiya_rikatsuyou/teiju_hojo.html

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：建築都市局 住宅部 住宅施策推進課
電 話：072-228-8215
ファックス：072-228-8034

空き家
(中古住宅)を
買う

家族みんなで
堺市に住む

補助金
申請

最大120万円
補助 



令和5年度

堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金

あ じゅうほ じょ
◆空き住補助◆

申込み受付期間：令和5年5月15日～令和6年2月29日

先着30世帯（予定）




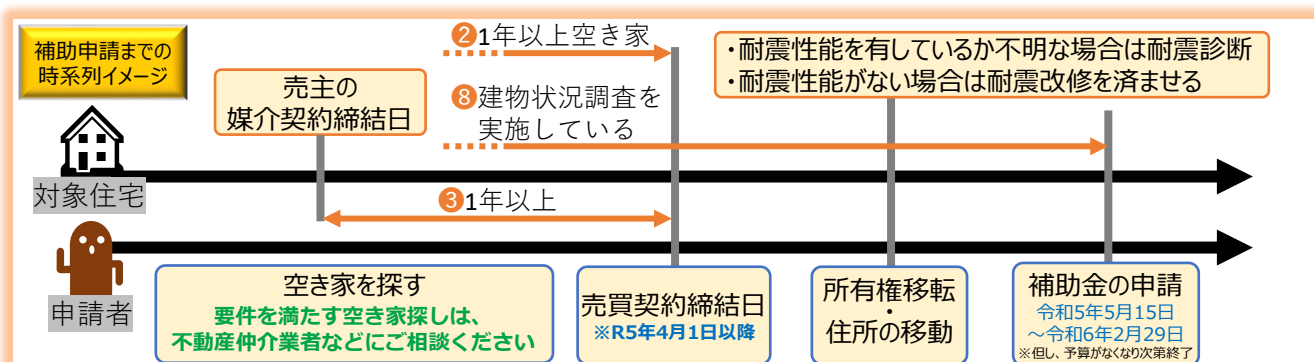
補助要件の詳細や申請書類などは
市HPよりご確認ください

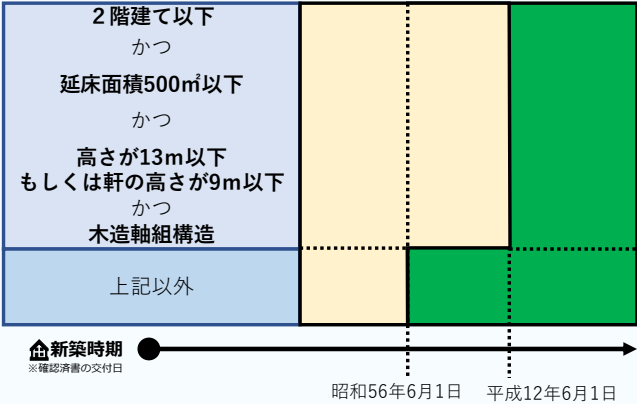
堺市トップページ→暮らし・手続き→住宅・建築→住宅→空き家の利活用の促進
→堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金

● **申込み時点で、以下の世帯要件・住宅要件を全て満たしていること。**

欄	世帯要件
	<p>1 若年世帯……申請者と配偶者が婚姻（堺市パートナーシップ宣誓制度を利用している世帯含む）し、補助対象住宅に同居しており、または令和5年4月1日時点でいずれかの満年齢が39歳以下（昭和59年4月2日以降に誕生）の世帯</p> <p>子育て世帯… 令和5年4月1日時点で満年齢が18歳未満（平成17年4月2日以降に誕生）の子を有し、かつ、同居している世帯</p>
	<p>2 申請者、または申請者及び配偶者等が補助対象住宅及びその住宅の存する土地を購入した。</p>
	<p>3 市外から転入した世帯については、転入前に1年以上継続して市外に居住していた。市内で転居した世帯については、転居前に市内の賃貸住宅に1年以上継続して居住していた。</p> <p>※ただし、婚姻等を契機として新たに別世帯を形成した補助対象世帯で、次に掲げる場合は、居住期間が1年未満でも申請できます。</p> <p>ア 夫婦等のどちらもが本市内で親族と同居していた場合</p> <p>イ 夫婦等のいずれかが本市内で親族と同居、もう一方が本市内の賃貸住宅に居住していた場合</p> <p>ウ 夫婦等のどちらもが本市内の賃貸住宅に居住していた場合</p>
	<p>4 世帯全員が暴力団または暴力団員もしくは暴力団密接関係者でない。</p>
	<p>5 世帯の構成員全員が堺市の市税を滞納していない。</p> <p>※市税務部と分割納付の誓約を結んでいて、当該誓約どおり納付している場合であっても、未納がある限り要件を満たしておりません。</p>
	<p>6 生活保護を受けていない。</p>

欄	住宅要件
	<p>1 住宅の存する土地が災害レッドゾーンに指定されていない。</p> <p>※災害レッドゾーンは、大阪府HP【https://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/d_sitei.html、右記二次元コード】から確認できます。または、不動産事業者等にお問い合わせください。</p> 
	<p>2 申請者が住宅の売買契約を締結した日から遡って1年以上空き家であった。</p> <p>※空き家とは、①その全てが居住その他の使用がなされていないことが常態である。 ②建築工事が完了した日から起算して1年以上経過し、居住の用に供されたことがあるもの。</p>
	<p>3 購入した住宅の売主が、宅地建物取引業者と媒介契約を締結した日から起算して、申請者等が売買契約を締結した日までの期間が1年以上である。</p>
	<p>4 耐震性能を有していること。 ※耐震性能を有していない住宅でも、購入後、耐震改修により耐震基準を満たせば対象。</p>
	<p>5 建築基準法令の規定に違反し、堺市が是正等の命令を行った建築物でない。</p>
	<p>6 世帯の構成員全員の居住の用に供する。</p>
	<p>7 一戸建ての住宅又は長屋住宅である。</p> <p>※店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものを含む。 ※不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第1項第22号に規定する区分建物の一部の区分を購入した場合を除く。</p>
	<p>8 建物状況調査を実施している。</p>
	<p>9 配偶者または3親等内の血族及び姻族が所有していた住宅でない。</p>
	<p>10 建物及び土地の所有者が申請者又は配偶者等の名義である。</p>
	<p>11 令和5年4月1日から補助金の申請日までの間に、売買契約を締結し、かつ、建物及び土地の所有権移転をしている。</p>
	<p>12 住宅及び土地について、世帯構成員以外の者を債務者とする抵当権がない。</p>



<p>①世帯全員の住民票（堺市内の各区役所で取得） 世帯全員の続柄入り、個人番号の記載なし、申請日から遡って1か月以内に交付されたもの</p>	
<p>②世帯全員の戸籍の附票（本籍地の役所で取得）や住民票の除票（前住所地の役所で取得）等 もしくは、世帯構成員が前住所地に1年以上居住していたことが分かる書類</p>	
<p>③補助対象経費に係る領収書のコピー ※空き家の購入費を全額支払っていること。空き家の購入費・領収年月日の記載、領収印があるもの。</p>	
<p>④売買契約書のコピー ※売買契約の年月日の記載、売買人双方の押印のあるもの。</p>	
<p>⑤補助対象住宅の建物及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書）（法務局で取得） ※建築工事が完了した日から起算して1年以上経過し、居住の用に供されたことがあること。 ※空き家の購入後、所有権移転をし、建物及び土地の所有者が申請者、又は申請者及び配偶者等の共有であること。</p>	
<p>⑥建物状況調査の結果が分かる書類</p>	
<p>⑦耐震性能を有していることが確認できる書類</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>(1) 耐震診断の結果、耐震性能を有していることが明白</p> <p>堺市住宅・建築物耐震改修等補助金交付要綱の別表1に定める耐震診断（診断の根拠となる写真が添付されているものに限る。）の結果、耐震性能を有していることが明白であり、耐震診断時点の状態が維持されていること*が確認できるもの</p> <p>(2) 本市の補助を受けて耐震改修を実施</p> <p>本市の補助を受けて耐震改修を実施したもので、当該補助に係る完了検査時点の状態が維持されていること*が確認できるもの</p> <p>(3) 耐震改修の結果、耐震性能を有していることが公的機関により証明されている</p> <p>耐震改修の結果、耐震性能を有していることが公的機関により証明されているもので、証明時点の状態が維持されていること*が確認できるもの</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>(4) 以下の緑色のエリアに該当する物件については、完了検査済証を取得したもので、完了検査時点の状態が維持されていることが確認できるもの</p>  <p>昭和三十六年六月一日 平成十二年六月一日</p> </div> </div> <p>※維持されていることが確認できるもの：売主の申立書（ひな形は市HPに掲載）もしくは、検査時点の間取り図及び現在の間取り図</p>	
<p>⑧補助対象住宅が、売買契約を締結した日から遡って1年以上空き家であったことが分かる書類 売主からの申立書、電気・ガス・水道等の閉栓日がわかるもの</p>	
<p>⑨購入した住宅の売主が媒介契約を締結した日から起算して、売買契約を締結した日までの期間が1年以上であることが分かる書類 公益財団法人近畿圏不動産流通機構が発行する登録証明書もしくは、売主からの申立書</p>	
<p>⑩市指定の申請様式一式 市HPでダウンロードいただくか、住宅施策推進課の窓口で配布しています</p>	

● **以下、該当世帯のみ①～⑫に加えて必要な書類**

<p>①堺市パートナーシップ宣誓制度を利用している世帯の場合、宣誓書受領証のコピー ※堺市パートナーシップ宣誓書受領証の氏名欄に通称名を用いている場合は、受付印のあるパートナーシップ宣誓書の写し（両面）のコピーも提出してください。</p>	
<p>②世帯構成員が本市内の賃貸住宅からの転居の場合、前住宅が賃貸住宅であることが確認できる書類 ※前住宅の契約書のコピー、家賃支払い証明書など。 ※夫婦等が別々の賃貸住宅からの転居の場合は、それぞれの前住宅が賃貸住宅であることが確認できる書類。</p>	
<p>③婚姻等を契機として新たに別世帯を形成した世帯で、申請者・配偶者のいずれか、もしくは、どちらもが本市内で親族と同居していた場合、同居していた親族の住民票（世帯全員の続柄入り、個人番号の記載なし、3か月以内に交付されたもの）</p>	
<p>④店舗等の用途を兼ねた住宅の場合、店舗等の部分と建物全体の延べ床面積が分かる図面</p>	

申請の流れ

1. 転入・転居の検討

- 📄 世帯要件を満たしているか確認してください。
- 📄 住宅要件を満たす堺市内の空き家を探してください。
- ※要件を満たす空き家については、このリーフレットを持って、不動産仲介業者などにご相談ください。市で、空き家のあっせんや紹介はしていません。

要件確認について、住宅施策推進課へ来庁頂き、事前相談されることをおすすめします

2. 住宅の購入

- 📄 建物状況調査を未実施の場合は、診断を実施してください。
- 📄 要件を満たした空き家をの売買契約を締結し、建物及び土地の所有権移転をしてください。

3. 転入・転居の手続き

- 📄 堺市内の各区役所市民課で住民登録の手続きをしてください。
- 📄 若年世帯等で未婚の場合は婚姻届等の手続きもしてください。

4. 交付申請

- 📄 必要書類（裏面に記載）一式をそろえて、住宅施策推進課で申請手続きをしてください。
- 📄 必要書類が分からない場合は、申請前にご相談ください。
- ※区役所では手続きできません。

5. 要件確認・補助額の確定

- 📄 市が要件を満たしているか確認します（1～2か月程度）。要件を満たしている場合は、予算の範囲内で交付可能な補助額を確定します。補助額が確定すれば、市から郵送で補助額と振込予定時期をお知らせします。

6. 補助金交付

- 📄 補助額の確定後、1か月程度程度で指定の口座へ補助金を振込みします。

● 申込み受付期間など

申込み受付期間	令和5年5月15日～令和6年2月29日の平日9時から12時、12時45分から17時30分 ※但し、 申請書類の不備がない方から先着 で受付し、 令和5年度予算に達した時点で受付を終了します ので、予定より早く受付終了することがあります。（R5年度予算3,600万円） 最新の受付状況は市HPをご確認いただくか住宅施策推進課へお問い合わせください。
申込み方法	書類一式をそろえて、堺市住宅施策推進課へお越しいただき、申請手続きをしてください。 不備がある場合、受付いたしません。 窓口へお越しいただくことが困難な方は、事前に電話等でお問合せください。

● 補助額など

補助対象経費	補助対象住宅の購入に要した費用 売買契約書における土地代金及び建物代金（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計
補助額	補助対象経費の1/2または120万円のいずれか少ない額 ※千円未満は切り捨て。予算の範囲内で執行します。
予算額	3,600万円（120万円×30世帯） 申請先着順。予算の範囲で執行しますので、住宅を購入されても補助受付を終了している場合は、補助金を交付できません。

令和6年度の事業予定は未定です。

補助金は課税対象ですので、原則、所得税の確定申告または市民税等の申告が必要です。

申込み・問合せ先

堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課
(市役所高層館14階)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-8215 (直通)

Fax 072-228-8034

Mail jusui@city.sakai.lg.jp

平日9時～12時、12時45分～17時30分

